

様式第1号(第6条関係)

企画競争参加申込書

年 月 日

大野城市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (実印)

ホームページシステム更新及び運用保守業務の企画競争に参加したいので、下記の書類及び関連資料を添えて申請します。

記

- | | | |
|--|--------------|----------------|
| ① 業務実績調書(様式第6号) | 有資格者名簿に | |
| ② 委任状(様式第7号) | [登載されている。] | いずれかを
○で囲む。 |
| ③ 確約書(様式第8号) | | |
| ④ 商業登記簿謄本(複写でも可) | | |
| ⑤ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書、2年分) | | |
| ⑥ 市町村税の滞納がないことの証明書(3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可。) | | |
| ⑦ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可。) | | |
| ⑧ 使用印鑑届(様式第9号) | | |
| ⑨ 役員一覧(様式第11号) | | |
| ⑩ 特定業務共同企業体協定書(様式第10号) | | |

※ 有資格者名簿に登載されている者は、④から⑨までの書類の提出を省略することができる。

※ ⑩は共同提案を行おうとする場合のみ提出すること。

様式第2号(第9条関係)

質疑書

質疑 01	配布資料名		ページNo.	
	内 容			
質疑 02	配布資料名		ページNo.	
	内 容			
質疑 03	配布資料名		ページNo.	
	内 容			
質疑 04	配布資料名		ページNo.	
	内 容			

件 名	ホームページシステム更新及び運用保守業務
商号又は名称	
担当者名	
電話番号	
E-mail アドレス	

様式第3号(第9条関係)

見 積 書

年 月 日

大野城市長 様

見積人 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
上記代理人氏名

(使用印)
(印)

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名 ホームページシステム更新及び運用保守業務

大野城市財務規則を承諾のうえ見積りします。

課 税
消費税法の 事業者であることを申し出ます。
非課税

(注)

- 1)課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。
- 2)金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載してください。
- 3)消費税法の課税業者又は免税業者の申し出については、該当するものを○で囲んでください。

様式第6号(第13条関係)

業務実績調書

年 月 日

大野城市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務実績について、下記のとおり相違ありません。

件名	
発注者	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
履行場所	
契約額	円(税込)
業務概要	※実施報告書等のイベント内容が分かるものを添付すること。

- ※ 業務概要は、発注業務と同種同規模以上の業務の過去の実績を記入すること。
- ※ 業務実績が複数ある場合は、その中の主な業務を記載すること。
- ※ 業者選定方式が企画競争以外に、指名競争入札、一般競争入札、随意契約でも可。

様式第7号(第13条関係)

委 任 状

年 月 日

大野城市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (実印)

私は、次の者を代理人と定め、大野城市との下記委任事項に関する権限を委任します。

記

1 代理人

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 (印)

2 契約件名 ホームページシステム更新及び運用保守業務

3 委任事項

- ・提案書の作成並びに提案書及び関連書類の提出に関する件
- ・見積に関する件
- ・契約の締結に関する件
- ・契約金、保証金、前払金及び部分払金の請求及び受領に関する件
- ・契約の保証に関する件
- ・共同企業体の結成に関する件
- ・その他これらに付随する一切の件

確 約 書

年 月 日

大野城市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (実印)

ホームページシステム更新及び運用保守業務の企画競争に参加するに当たり、下記の事項を確約します。また、競争入札参加資格を有していない場合は、参加資格確認のため、必要に応じて氏名、生年月日、性別等を警察署に照会することに同意します。

記

- 1 本件に関して、市職員への情報収集及びいかなる働きかけも行わないこと。また、第三者を介しての情報収集及び働きかけを行わないこと。
- 2 本件に関して、他の参加者等と談合若しくは談合等と疑われる協議・行動をしないこと。
- 3 大野城市財務規則及び関係法令を遵守すること。
- 4 提出書類関係の記載内容に一切の虚偽がないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員になっている法人でないこと。
- 6 上記事項に違反した場合は、企画競争への参加拒否、提案書審査の中止及び指名停止等の措置をされても一切異議なきこと。

様式第9号(第13条関係)

使用印鑑届

年 月 日

大野城市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (実印)

下記の使用印鑑は、見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので、お届けします。

記

申請時

※ 法人の場合は、会社名および代表者(支店長、所長等)を表す印章を使用すること。

様式第10号(第13条関係)

特定業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 大野城市によるホームページシステム更新及び運用保守業務(以下「業務」という。)の
提案書及び見積書(以下「提案書等」という。)の作成
- (2) 大野城市発注に係る当該業務の請負
- (3) 前2号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、
ホームページシステム更新及び運用保守業務
・
・
特定業務共同
企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、業務の請負契約の履行後6カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散する。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
構成員
商号又は名称

住 所
構成員
商号又は名称

住 所
構成員
商号又は名称

第6条 当企業体は、を代表者とする。

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して発注者および監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は次のとおりとする。当該業務について市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、プロポーザルの作成及び業務の履行にあたるものとする。

第10条 各構成員は、プロポーザルの作成及び業務の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 とし、代表者の名
義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 当企業体は、業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(構成員の脱退に対する処置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち企画競争期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、その提案は無効とする。

3 構成員のうち履行途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。ただし、継続して履行ができない場合は、契約約款に基づき処理する。

4 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。ただし、第2項又は第3項ただし書の規定に該当するときは、速やかに決算を行い解散しなければならない。

5 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったときに負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

6 決算の結果利益が生じる場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが破産又は解散した場合においては、前条第2項から第6項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合は、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

2 構成員のうちいずれかが破産又は解散した場合においては、残りの構成員がその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

・ ・ ・ は、上記のとおりホームページシステム更新及び運用保守業務

・ ・ ・ 特定業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体	住	所	
構成員	商号又は名称		
	代表者氏名		(実印)

共同企業体	住	所	
構成員	商号又は名称		
	代表者氏名		(実印)

共同企業体	住	所	
構成員	商号又は名称		
	代表者氏名		(実印)

